

人材投資促進税制の適用要件

Q 平成17年度の税制改正において、教育訓練費に対する人材投資（教育訓練）促進税制が創設され、その制度には中小企業者の特例が盛り込まれていると聞いていますが、この税制の適用に当たって必要な中小企業者の範囲及び教育訓練費の内容についてご教示下さい。

A 平成17年度の税制改正により次のような人材投資促進税制が創設された。この制度は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、「3年間の時限措置」とする。

区 分	税額控除計算	限度額
一般青色申告法人	損金に算入される当期支出の教育訓練費が直前2事業年度の損金に算入された教育訓練費の平均額を超える場合に、その「超える部分」（増加額）の25%の税額控除を適用する。	法人税額の10%を限度とする。限度超過額について繰越控除の適用はない。
中小企業者である青色申告法人	損金に算入される当期支出の教育訓練費について、教育訓練費増加割合（当期の教育訓練費の額からその直前2年以内に開始した各事業年度の損金に算入された教育訓練費平均額を控除した金額のその平均額に対する割合）に応じて、教育訓練費の「総額」に対し次の控除率による税額控除を適用する。 (1) 教育訓練費増加割合が40%以上の場合 控除率＝20% (2) 教育訓練費増加割合が40%未満の場合 控除率＝教育訓練費増加割合×50%	法人税額の10%を限度とする。限度超過額について繰越控除の適用はない。法人住民税に対しても税額控除の適用がある。

○教育訓練費の内容

対象となる教育訓練費は「使用人に対して行う教育・訓練・研修・講習その他これらに類するもの」とされ、この使用人の範囲から役員の親族等が除かれ、その費用の範囲には、次のような項目が挙げられている。

教育訓練等を自ら行う場合	教育訓練を行う講師等に対して支払う報酬・料金・謝金及び 当方が負担するその講師等の旅費 専門的知識を有する者に対して支払う教育訓練等に関する計画又は内容の作成料 教育訓練のための施設・設備・資産を賃借するための賃借料
委託を受けた他の者が行う場合	教育訓練を委託した者に対して支払う費用
使用人を他の者が行う教育訓練に参加させる場合	他の者が行う教育訓練の対価として支払う授業料・受講料・受験手数料
教育訓練の用に供する教科書の購入又は製作を行った場合	購入に要する費用又は製作のために他の者に支払う費用 「教材」が減価償却資産の場合には、少額減価償却資産に限る。
確定申告書に添付する明細書の記載事項	教育訓練の実施年月日又は実施期間 教育訓練の内容 教育訓練に参加した使用人の氏名 教育訓練費用を支出した年月日・内容・金額・相手先の住所氏名

○特例が適用される中小企業者の範囲

区 分	範 囲
法 人	資本等の金額が1億円以下の法人（人格のない社団を含む）のうち次の（1）及び（2）に掲げる法人以外の法人 又は資本金等を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 （1）発行済株式総数の2分の1以上が、同一の大規模法人（資本金等の金額が1億円を超える法人又は資本金等を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く）の所有に属している法人 （2）その発行済株式総数の3分の2以上が、2つ以上の大規模法人の所有に属している法人
個 人	青色申告書を提出する個人 ただし、常時使用する従業員が1,000人以下の場合に限る。